

# 建設企業常任委員会会議録

平成23年3月8日

北 見 市 議 会

午前 9時57分 開 議

○(河野委員長) ただいまから建設企業常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(井上次長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(河野委員長) 今定例会におきまして、私ども建設企業常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い、順次行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休 憩

---

午前 9時58分 再 開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、都市建設部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(井南部長) おはようございます。それでは私のほうから、今定例議会に提案させていただいております都市建設部所管の案件についてご説明させていただきます。

初めに、議案第14号では開発行為及び寄附などによる市道の認定、議案第15号では道営住宅建てかえに伴う市道の廃止を行うものでございます。

次に、議案第22号では平成22年度北見市一般会計補正予算案について、北海道との事業調整に伴い受託事業の一部について次年度に繰り越し実施するものでございます。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○(藤吉課長) それでは、私から道路管理課所管に係る市道の認定及び廃止につきまして、委員会資

料により説明させていただきます。

初めに、委員会資料1ページに市道認定、市道廃止の内訳として一覧表を載せてございます。市道認定は7件、市道廃止1件の合計8件となっております、

(2)番、(3)番にそれぞれの内訳を載せております。詳細につきましては2ページに路線名等の詳細一覧を、また3ページに路線箇所図を載せておりますのでご参照ください。認定の種別につきましては開発行為によりますもの4路線、その他寄附行為などによりますもの3路線、合わせて7路線を、また高栄団地建替事業に伴い市道の廃止をいたしたく道路法の規定により認定及び廃止するものでございます。

以上で、市道の認定及び廃止につきましての補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○(荒井課長) 続きまして、用地課所管にかかわります受託事業費につきまして委員会資料に基づき説明させていただきます。

資料4ページに補正概要、5ページには施工箇所図を記載してございます。受託事業の繰越明許予算でございます。当該事業は北海道から受託しております置戸福野北見線の現年度分事業費でございます。関係者と物件移転に向け補償協議を進めてまいりましたが、契約が年度末となり年度内移転が困難なことから北海道との事業調整により、用地費、補償費、及び事務費を含め1,925万1千円を平成23年度に繰り越しし実施するものでございます。

以上で、用地課所管にかかわります説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○(河野委員長) 補足説明が了しましたので、都市建設部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(河野委員長) なければ、以上で都市建設部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

---

午前10時02分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、企業局所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（高橋局長） おはようございます。それでは私から企業局所管の専決処分の報告につきまして、その概要をご説明申し上げます。

昨年12月6日北見常呂町富丘におきまして企業局職員が運転する公用車が相手車両と接触した物損事故が発生いたしました。相手車両所有者との車両の修理費用について話し合いを進めた結果、損害賠償の額について合意をし、本年2月7日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げます、承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○（小野課長） 私から専決処分についてご説明いたします。

お手元の資料1ページをごらんください。事故の内容についてでございますが、昨年12月6日午前8時15分ごろ、下段の箇所図にございます北見市常呂町字富丘の市道におきまして、企業局職員が方向転換しようとして取りつけ道路へ公用車をバックした際、十分な後方確認を怠り、後方より走行してきました有限会社常呂トラックのダンプと接触し、双方の車両が破損した物損事故でございます。幸い人身事故には至らず車両の修繕費について話し合いを進めました結果、本年2月8日に損害賠償額を54万2,799円とすることで示談が成立したところでございますが、本日地方自治法第179条第3項に基づきご報告を申し上げますとともに、その額について

ご承認をいただくものでございます。

なお、今後このような事故を起こさないよう職員に対し安全運転の徹底に努めてまいります。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（河野委員長） 補足説明が了しましたので、企業局を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○（中崎委員） 今公用車で事故とお話を伺ったのですが、午前8時15分ごろというのは始業前だと思うのですが、これは通勤時の事故なのかその辺を教えてください。

○（河野委員長） 理事者の答弁を求めます。

○（小野課長） この日の事故におきましては、当日常呂町の水道管布設替え工事におきまして関係住民との協議の結果、朝9時から断水を行うということで、その作業のために北見を7時に出発いたしました。現地には8時ごろ着いてその作業にかかっていたところでございます。

以上でございます。

○（松谷委員） ただいま説明をいただきましたけれども、この富丘での事故なのですから、この現場は見通しが悪かったのでしょうか。それとも本当は見通しは悪くなかったけれども、たまたま後方確認ができていなかったということだったのかをまず1つお伺いしたいのと、もう1つ、この状況を見ますとこちらの過失が相当重いのと思いますけれども、どのぐらいの過失割合で判断したのか教えてください。

○（小野課長） まず事故に至った現場の状況でございますが、直線道路でございましたが、ちょうど馬の背状になっておりまして、事故が起きた場所につきましては馬の背の一番頂上から50メートルほど下がったところでございます。職員が後方を確認したときには車が見えなかった状態でございます。時速60キロメートルで走行しますと1秒間に16メートルほど進みますので、3秒ないし4秒ぐらいで後

方から進んできた車がぶつかったという現場でございました。それと過失割合でございますが、企業局を9、相手方を1とした9：1の割合でございます。

○（松谷委員） 状況はわかりました。たまたま今回は人身事故ではなかったということで本当に良かったと思うのですけれども、やはり常に現場での作業については注意しておかないと。人身事故が起きてからでは遅いので、しっかりと指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。意見です。

○（河野委員長） ほかにご質問ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で企業局の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

---

午前10時09分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので付託議案4件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案はいずれも原案のとおり可決並びに承認すべきものと決することに異議ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） ご異議なしと認めます。

よって本案はいずれも原案のとおり可決並びに承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員会の報告文案につきましては、正副委員長において作成の上、3月10日の午前10時から委員の皆さんにお諮りしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、平成22年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第10号、北見市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてにつきまして、正副委員長において委員会報告の文案を作成しておりますので、これより事務局に朗読いたさせます。

○（渡辺係長） それでは朗読させていただきます。

ただいまから、平成22年第4回定例会におきまして、私ども建設企業常任委員会に付託されました議案第10号、北見市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、本議案についてであります。端野自治区において、田園環境と調和した市街地の形成を図るため、準都市計画区域及び特定用途制限地域の導入に向け、住民説明会を行いながら取り組みを進めており、特定用途制限地域内における良好な環境の形成と保持を図るため、地域特性に応じた合理的な土地利用が行われるよう、建築基準法の規定により、本条例を新たに制定するものであります。

委員会は、本年1月21日及び2月4日に所管の都市建設部関係職員の出席のもと、資料に基づく説明を受けた後、審査を行ったところであります。委員からは、条例別表中の特定用途制限地域の住居地区における建築してはならない建築物として、ぱちんこ屋とあるが、その表記について質疑があったのに対し、理事者からは、建築基準法では、ひらがな表記により統一されており、条例文についてもひらがな表記となるとの答弁があったところであります。

委員会は、質疑終結の後、直ちに採決を行った結果、議案第10号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でありますので、本議会におかれましても当委員会の決定のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。建設企業常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○（河野委員長） ただいま朗読いたしました文案

について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） それでは、朗読のとおり3月10日の本会議において報告することといたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前10時13分 閉 議

---